

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和6年11月27日 午後3時00分から午後4時30分まで
開催場所	飯塚市役所 本庁5階 研修室
出席委員	尾田委員、金子委員、窪田委員、高橋委員、高原委員、豊永次郎委員、豊永恵委員、藤井委員、淵上委員、元吉委員、渡邊委員、渡邊委員
欠席委員	合澤委員、長谷川委員、八島委員
事務局職員	福祉部長（東）、社会・障がい者福祉課長（森山）、 同障がい者福祉係長（花村）、同・係員（永富） 同障がい者自立支援係長（森）、同・係員（国本）
会議内容	<p><b>1. 委員紹介</b> 任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日</p> <p><b>2. 会長、副会長の選出</b> 委員の互選により、会長に渡邊委員、副会長に豊永次郎委員を選出した。</p> <p><b>3. 第3期飯塚市障がい者計画の令和5年度進捗状況について</b> [事務局説明] 資料1、資料1-別添1、事前質問の回答書に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] ○事前質問（質問番号1）のヘルプマークについて （委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマークについて、積極的な周知をしてほしい。</li> <li>・ヘルプマークは全国共通なのか。</li> <li>・ヘルプマークは在庫に限りがあるのか。</li> </ul> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報に掲載したり、窓口でもマークについて説明するなど、必要な方に使っていただけるよう引き続き案内する。</li> <li>・ヘルプマークは全国共通のもの。</li> <li>・本庁には現在50個程度、支所にも数個置いている。在庫が少なくなれば、県に申請し、補充するようになっている。</li> </ul> <p>○事前質問（質問番号7）の防災・防犯体制の整備について （委員）</p> <p>避難行動要支援者の名簿にはグループホームに入所されている方は記載されていない。地域とグループホームのかかわりも、なかなか難しいとこ</p>

ろもある。民生委員として障がい者の方や高齢者の方へ訪問を行っているが、全ての対象者を把握することは難しい。障がい者の方の中にも名簿には記載されていないだけで、実際に支援が必要な人もいるのではないか。

(事務局)

障がい福祉サービスの報酬改定により、令和7年度から居住系サービスである障がい者支援施設及び共同生活援助において、各事業所で地域の関係者等と「地域連携推進会議」を開催する事、及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務となっている。

そのことによる地域との繋がりを期待することもあるが、実施状況や内容などについて行政がどこまでできるのか、今後検討していかなければならないと考えている。

避難行動要支援者の名簿については、名簿の収集方法は変わったが、名簿に記載する基準は変わっていない。従来から記載されている方の現況確認をしていただく、新規の方については市から直接郵送し提出してもらうことになっている。提出がない場合は調査等を行い、できる限り漏れがないようにしていく。今は、6月に提出されたものを整理している段階で、名簿が整い次第、民生委員等へ配布予定としている。

(委員)

令和6年度から、BCP（事業継続計画）の作成が各事業所において義務化されている。障がいサービスを受けられている方たちには「相談員」がついており、個別で災害時の計画書を作っているため、そういう方たちは、名簿を提出されていないかもしれない。そのような方たちは、避難方法や避難経路等については、そこでしっかりきめられているんじゃないかと思う。

(委員)

社会福祉法人の事業所では、県や市の監査が入るため、きちんとチェックがあるし、事業所によっては、消防署等と連携をしながら確認をしているところもある。しかし、グループホームの運営は、社会福祉法人だけではなくNPO法人や企業だったりする。その経営する会社が、どこまで制度の流れを把握しているのかということ。義務化されても「知らない」という会社があるのではないか、事業所によって、きちんとされているところもあるが、ずさんなところもあるため危惧している。それをチェックする機能を行政につくる等検討していただければと思う。

(事務局)

地域連携推進会議が義務化されたとはいえ、委員の言う通り、そのチェック機能は未だ行政の中にはない状態であるため、今後の検討課題となると

考える。

また、民生委員さんたちの膨大な役割を承知の上で、名簿の作成や保管等にご協力いただいている。今後も出来る限り民生委員さんたちへのさらなる負担にならないよう皆さんと連携してやっていければと思う。

#### 4. 第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画の令和5年度推進状況

[事務局説明]

資料2、事前質問の回答書に基づき説明する。

※資料2の訂正について

16 ページ「3進捗状況等の評価」中、児童発達支援（センター含）は 39 事業所ではなく、35 事業所であったと訂正した。

[委員からの意見、質疑応答]

（委員）

事前質問にある「意見書の作成」というのは、「事業所を増やして欲しい」というための意見書なのか。

自分は、2013年にスペシャルサポートガイドブックの作成に携わり、その時は12事業所程度だったが、最近は56事業所ほどあったと思う。自分の家族も利用したことがあるため、見学に行ったこともあるが、中には、少人数の学童のような、わざわざ遠い公園まで行き「移動」で時間を稼いでいるように見えるところもあったりして、急激に事業所が増えている今、きちんと療育の質・内容を見て精査して意見書は発行して欲しいと思った。

「利用料金が、送迎付きで学童より安い」という理由で通わせている親もいると思う。今は、共働世帯も多いので、安くて便利だ、ということでグレーゾーンを主張して利用される方もいる。でも、それも自治体の負担も伴っている。本当に利用したい方にサービスが行き届くよう、自治体が精査することも必要ではないか。質のいいところがどんどん無くなっていくような気がする。

（事務局）

「意見書の作成」とは、飯塚市が福岡県に向けた意見書である。対象は具体的には2つ、まず、特定障がい福祉サービス（生活介護、就労支援A型及びB型）、もうひとつが特定障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）について意見書を発行している。

内容は、障がい児福祉計画に沿ったもの、あるいは利用者の需要と現状に則したものであるか確認するための意見書である。

飯塚市では、障がい児計画による利用者見込と実績から、需要があるかどうかを意見を発行していた。昨年の令和6年1月9日開催の第5回飯

	<p>塚市障がい者施策推進協議会において、事業者の数が充足状況にあるため、現状の事業所以上の増加は望ましくないということで、この協議会において意見書の発行の中断を決定している。</p> <p>(委員) 今、その事業はひとつのブームになっていると思う。ビジネスとして考えられるようになってしまっていて、それが問題だと思う。運営する目的をもう一度きちんと認識すべき。 また、質の低下には、職員の取り合いになっているという理由もあると思う。質のいい職員を、あちこちから取り合いになり、結局職員が少数になる、という現状にはすごく危惧している。</p> <p>(委員) この状況の中で、どんどん療育の事業所が増えているのは、本当に考えなければならない。「うちの事業所は英語に特化していますよ」「スポーツに特化していますよ」とかいうのではなく、本当にその子とその家族が必要としている療育が受けられるようにすること、というのが厚生労働省からの通達であり、飯塚市が意見書の作成を中断されたことは良いことだと思う。今のタイミングで、しっかりと専門部会でも検討していただきたい</p> <p><b>4. その他</b> [事務局説明] ①「合理的配慮についての対応講座」の開催案内 ②今後の会議開催における事前資料等の配布方法について（インターネットでの資料配布の可否アンケート）</p> <p>～閉会～</p>
会議資料	<p>1. 会議次第 2. 【資料1】第3期飯塚市障がい者計画の令和5年度進捗状況 【資料1-別紙1】障がい福祉サービス等指定事業所数調べ 【資料2】第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画の令和5年度推進状況 3. 事前質問及び回答書及び資料 4. 「合理的配慮についての対応講座」の開催案内</p>
公開・非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開      2 一部公開      3 非公開 (傍聴者1人)</p>
その他	